

日向市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A

平成 28 年 8 月 13 日追加分

■サービス利用の流れ

【問 1】新規の方で、予防給付と総合事業を利用する必要があると考えられる場合で、かつ認定結果が、介護 1 以上の場合も想定される場合は、認定結果を待って介護予防（介護）サービス計画を立てるのか。また、どうしてもサービス提供が急がれる場合は、暫定でのサービス計画となるため、介護予防と介護の両方の計画を立てた方が適切か。

（答）貴見のとおりです。

認定結果を待つか。もしくは、2本立てでのサービス計画を立てるようにします。もし、要支援を見込んでの暫定での介護予防サービス計画の場合で、認定結果が要介護 1 以上であれば、総合事業の対象者でもなく介護サービス計画もないため利用者の全額自己負担となります。

【問 2】要支援認定者で、自費レンタルベッドのみを借りている場合、認定の有効期間が終了した場合、更新の手続きを行ってよいのか。

（答）更新の手続きは不適切と考えます。

本来、介護予防福祉用具貸与費で算定できるものに特殊寝台（ベッド）は含まれません。あくまでも利用者と事業所間の契約で成り立つものです。自費レンタルベッドのみの利用のための介護認定申請は、以前から行われていましたが、今回からは認めないものとします。参考までに、介護認定に係る経費は 1 件あたり約 2 万円かかります。

【問 3】平成 28 年 3 月 1 日より総合事業が開始されているが、すでに介護保険の要支援の認定を受けている方は更新時期までは介護予防支援業務の対応になるのか。

（答）貴見のとおりです。

認定有効期間が 4 月末日の方は、介護予防支援での対応とします。認定有効期間が 5 月末日の方からは、更新申請時に見直しをして下さい。見直し時は、更新申請分は従来通り、60 日前からの申請から受け付けますが、総合事業対象者は、基本チェックリストからの流れになりますので、できるだけ直近での判定が望めます。

その際に、委託に出している分は、①総合事業のみ②総合事業と介護予防給付の方は、当面、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画の作成をします。③介護予防給付のみの場合は、これまで通り委託先の居宅介護事業所が実施します。

【問4】 認定有効期間は3月31日までの方で現在まったくサービスを利用していない場合。3月に訪問介護を利用する時は、総合事業の手続きをするのか。

(答) 介護予防支援の対応となります。

認定有効期間が5月末日の方からは、更新申請時に見直しをしていくので、この場合は、4月1日からの有効期間の満了前の更新申請時になります。

【問5】 障害区分の認定を受けている方で、通所介護を利用し、地域包括支援センターで計画書立案しているが、そのような方も介護保険更新時に総合事業へ移行することが可能か。(要支援1で週1回：介護保険、週4回：障害区分)

(答) 貴見のとおりです。

サービスの内容・回数については、担当者会議での検討を経て、介護予防ケアマネジメントの中に位置付ければ、事業対象者で週2回程度の通所介護利用が可能となり、不足部分を障害支援区分でのサービス利用となります。

【問6】 居宅介護支援事業所に委託をしている認定有効期間が5月末日の方の更新申請のためのモニタリングの際は、委託先の居宅ケアマネと包括支援センターの担当が同伴するのか。

(答) 貴見のとおりです。

委託先の居宅ケアマネと包括支援センターの担当が同伴し、総合事業の説明を充分にし、今後のサービス調整のための申請等に繋いでください。

その際に、委託に出している分は、①総合事業のみ②総合事業と介護予防給付の方は、当面、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画の作成をします。③介護予防給付のみの場合は、これまで通り委託先の居宅介護事業所が実施します。

また、総合事業のみと見込まれる方の場合、その後時期をみて再度訪問をし、基本チェックリストを実施して下さい。

【問7】 アセスメントで使用する一連の様式である「基本チェックリスト・介護予防アセスメント・生活機能評価（アセスメント）」は、事業対象者のみではなく、要支援1・2の利用者にも実施するのか。

(答) 貴見のとおりです。

住宅改修以外のケアプラン作成が必要な場合は、すべて一連の様式にてアセスメントを実施します。要支援1・2の利用者での基本チェックリストは、あくまでも介護予防のアセスメントという内容での活用とご理解ください。

なお、居宅介護支援事業所への委託分については、委託の継続を含めて今後検討します。

■給付管理に関すること

【問8】要介護認定等申請と同時に、基本チェックリストにより総合事業サービス対象者として介護予防ケアマネジメントを開始後、要介護1以上の結果が出た場合、同月内に介護給付を利用するまで地域包括支援センターが作成するケアプランと、認定結果に基づいて、介護給付について居宅介護支援業者が作成するケアプランの2件が存在する。その場合、給付管理票提出とサービス計画費請求はどこが行うか。

(答) 以下ケースごとの対応をお願いします。

(1) 居宅支援業者による居宅支援に移った場合

月末時点で居宅介護支援を行っている居宅介護支援業者が給付管理票を作成して国保連合会へ提出。併せて居宅介護支援事業費を請求する。

(2) 小規模多機能型居宅介護利用開始となった場合

① 小規模多機能型居宅介護サービス利用期間外に、居宅サービスの利用があった場合
包括支援センターが、給付管理票を作成し国保連合会へ提出。

併せて介護予防ケアマネジメント費を日向市高齢者あんしん課へ請求する。

② 小規模多機能型居宅介護サービス利用期間外に、居宅サービスの利用がなかった場合
小規模多機能型事業所が、給付管理票を作成し国保連合会へ提出。

【問9】総合事業対象者が、月途中で要介護認定を受け、小規模多機能型居宅介護を利用する場合、給付管理と介護予防ケアマネジメント費の請求はどのようにすればよいか。

(答) 月末時点の事業所は小規模多機能ですが、給付管理票は包括支援センターが作成します。(“月の一部の期間において利用者が小規模多機能を利用し、かつ当該期間を除いて総合事業サービスを受けた場合には、月末時点の事業所ではなく、包括支援センターが小規模多機能サービスを含めた給付管理票を作成します”)

【給付管理票作成の注意点】

- ① 総合事業の時に利用したサービスを給付管理票に記載します。
- ② 小規模多機能のサービス事業所名・サービス単位数を給付管理票に記載します。
単位数は“日割り”計算です。日割りの日数は小規模多機能と利用契約をした日から月末までの日数になります。
- ③ 小規模多機能で訪問看護などのサービスを受ければ給付管理票に記載します。

給付管理票の作成		介護予防ケアマネジメント費請求	
包括支援センター	小規模多機能事業所	包括支援センター	小規模多機能事業所
作成する	×	請求できる	×